

秋田県告示第437号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定するので、同条第4項の規定に基づき、公示する。

令和3年8月10日

秋田県知事 佐竹 敬久

区 域 名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
陳場2号	秋田県鹿角市花輪字古館及び案内（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
八九郎東沢1	秋田県鹿角郡小坂町小坂字大石平（次の図のとおり）	土石流
八九郎東沢2	秋田県鹿角郡小坂町小坂字大石平（次の図のとおり）	土石流
冷川ノ沢	秋田県鹿角郡小坂町小坂字冷川（次の図のとおり）	土石流

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県建設部河川砂防課及び秋田県鹿角地域振興局建設部に備えて縦覧に供する。